

# 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

島根県立安来高等学校

## 目次

<b>はじめに</b> （「学校いじめ防止基本方針」の策定について）	1
<b>1 いじめ防止等に対する基本的な考え方</b>	”
（1）いじめの定義	”
（2）いじめの構造、要因、態様等	”
① いじめの構造	”
② いじめの原因と背景	”
③ いじめの態様	2
（3）いじめに対する基本的な考え方	”
<b>2 いじめ防止・対策等のための組織の設置</b>	”
（1）日常の指導体制「いじめ防止委員会」	”
① いじめ防止委員会の構成	”
② いじめ防止委員会の業務	”
（2）緊急時の組織的対応「いじめ対策委員会」	3
① いじめ対策委員会の構成	”
② いじめ対策委員会の業務	”
<b>3 いじめの未然防止と早期発見</b>	”
（1）いじめの未然防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」	”
① いじめの未然防止への環境づくりや継続的な取り組み	”
② いじめの未然防止のための具体的な取り組み	”
（2）いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・早期対応が重要」	4
<b>参考1</b> 1 いじめられている生徒のサイン	”
2 いじめている生徒のサイン	5
<b>参考2</b> 1 教室でのサイン 2 家庭でのサイン	”
<b>4 いじめ事案への対応</b>	6
（1）いじめに対する措置	”
① いじめに対する組織的な対応	”
② いじめの発見・通報を受けたときの対応	”
③ 関係機関との連携	”
④ いじめを受けた生徒又はその保護者への支援	”
⑤ いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言	7
⑥ いじめが起きた集団への働きかけ	”
⑦ ネット上のいじめへの対応	8
<b>5 重大事態への対応</b>	”
（1）重大事態の意味	”
<b>参考3</b> いじめの態様と刑法	”
（2）重大事態への対応	9
① 重大事態の調査組織の設置	”
② 事実関係を明確にするための調査の実施	”
③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供	10
④ 調査結果の報告	”

# はじめに（「学校いじめ防止基本方針」の策定について）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、近年においては、情報機器を介したいじめや、いじめを乗り越えた犯罪と言うべき事案も増加している。

本校においては、これまでも、「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」、「いじめの未然防止は学校・教職員の最重要課題」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識、また、「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである」との十分なる認識の上、その防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行（平成25年9月28日）を受けて、本校は、生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者との、今まで以上の連携の下、改めていじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「学校いじめ防止基本方針」として、ここに策定するものである。

## 1 いじめ防止等に対する基本的な考え方

### （1）いじめの定義

いじめの定義について、法では次のように定めている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等 当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

### （2）いじめの構造、要因、態様等（「いじめへの対応のヒント」2003年10月 東京学校臨床心理研究会運営委員作成より）

#### ① いじめの構造（「いじめの4層構造」森田洋司1986年より）

- いじめる生徒
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめられる生徒

※ いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

#### ② いじめの原因と背景

##### i) 生徒の問題

- ・ 対人関係の不得手、表面的な友人関係、欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如、成就感・満足感を得る機会の減少、進学をめぐる競争意識、将来の目標の喪失等

##### ii) 家庭の問題

- ・ 核家族、少子家庭の増加 → 人間関係スキルの未熟さ
- ・ 親の過保護・過干渉 → 欲求不満耐性の習得不十分
- ・ 親の価値観の多様化 → 協調性・思いやりの欠如、規範意識の欠如、等

##### iii) 学校の問題

- ・ 教師のいじめに対する認識不足

- ・教師も生徒も多忙で、お互いの交流が不十分
- ・知識偏重等、価値観が限られていると、差別の構造につながりやすい
- ・生活指導や管理的な締め付けが強いと、集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすい等

### ③ いじめの態様

#### i) 心理的苦痛

- 「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」
- 「仲間はずれ、集団による無視をされる」
- 「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」

#### ii) 物理的苦痛

- 「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」
- 「金品をたかられる」

#### iii) 暴力的苦痛

- 「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」
- 「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」
- 「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」

#### iv) その他

- ・いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く発生している。
- ・暴力的苦痛は心理的苦痛が、物理的苦痛は心理的苦痛と暴力的苦痛が重複することが考えられる。
- ・いじめられている生徒にとっては、どれをとっても大変な苦痛であることを認識しなければならない。

### (3) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」

「小中学生への9年間のいじめの追跡調査」

国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導センター 「いじめ追跡調査 2013-2015年」より  
(小4～中3の6年間で)

仲間はずれ、無視、陰口 された経験がある・・・9割  
した経験がある・・・9割

- ・「いじめの未然防止は学校・教職員の最重要課題」
- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」

## 2 いじめ防止・対策等のための組織の設置

### (1) 日常の指導体制「いじめ防止委員会」

いじめを未然に防止し、早期に発見するために「いじめ防止委員会」を設置する。

#### ①いじめ防止委員会の構成

- ・委員長 校長
- ・副委員長 教頭
- ・委員 生徒指導部長、総務部長、教務部長、進路指導部長、図書・情報部長、保健・教育相談部長、養護教諭、教育相談担当者、人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、キャリア教育推進教員、道徳教育推進教員、外部専門家(学校評議員、スクールカウンセラー等)

#### ②いじめ防止委員会の業務

- ・「学校いじめ防止基本方針」の作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・学期1回程度の定例会の開催(外部専門家は必要に応じて参加)

- ・校内研修会の企画立案
- ・中学校からの情報収集と校内への報告（生徒指導部、1年部、保健・教育相談部）
- ・実態調査及び情報の整理・分析（生徒指導部、学年部）

※（ ）内は主管部門。（ ）書きがないものは、委員会全体で実施。

## （2）緊急時の組織的対応「いじめ対策委員会」

いじめを認知した時及びいじめが疑われる場合、解決に向け組織的に取り組むために「いじめ対策委員会」を設置する。

### ①いじめ対策委員会の構成

前記の「いじめ防止委員会」の構成員に加えて、次の者を委員とする。

- ・生徒指導部員
- ・関係教職員（HR担任、教科担当、部顧問等）
- ・人権審議委員

また、必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、警察、地域の民生委員、弁護士等）を加える。

なお、後記する「重大事態」が発生した場合は、県教育委員会から派遣される外部専門家を加える。

### ②いじめ対策委員会の業務

- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断（対象は当事者）
- ・詳細調査・把握（対象を観衆・傍観者・他の生徒に広げる）
- ・いじめ解決への支援・情報提供、指導・助言
  - いじめを受けた生徒（保護者）→ 支援・情報提供
  - いじめを行った生徒（保護者）→ 指導・助言
  - 観衆・傍観者 → 働きかけ
- ・校内の関係部署との報告・連絡・相談、情報の共有
- ・外部専門家たる関係機関との報告・連絡・相談
- ・継続指導、経過観察
- ・事態収束の判断
- ・日常の指導体制の充実

## 3 いじめの未然防止と早期発見

### （1）いじめの未然防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」

#### ① いじめの未然防止への環境づくりや継続的な取り組み

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め（居場所づくり）、豊かな人間性や社会性を育てること（絆づくり）が重要である。

#### ② いじめの未然防止のための具体的な取り組み

##### i) 学業指導の充実

- ・一人一人を大切にした授業づくり・集団づくり、ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・いじめを行わない態度・能力の育成<読書活動・体験活動等の推進等>
- ・自尊感情、自己肯定感、規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

##### ii) 特別活動、キャリア教育、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・生徒の主體的な取り組み<学年集会など生徒自らが学ぶ取り組み>

##### iii) 教育相談の充実

- ・生徒と担任との面談の定期的実施（4月、6月、9月、11月、3月）

##### iv) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・人権・同和教育LHR
- ・講演会等の開催

v)情報モラル教育の充実

- ・講演会等の開催

vi)保護者・校区内中学校・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・新入生等の情報収集と校内への報告
- ・情報の共有等の学校間連携
- ・学校公開の実施

(2) いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・早期対応が重要」

① いじめの積極的な認知と情報の共有

いじめ問題において最も重要なポイントは、早期発見・早期対策である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

② いじめの早期発見のための具体的な措置

i)全教育活動における全教職員による、いじめのサインの発見

- ・いじめられている生徒・いじている生徒のサイン<参考1>
- ・学校・家庭でのサイン<参考2>

<参考1>

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインも見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりしている。 一人で部活動の準備・片付けをしている。

## 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が非常に気を遣っている。 教員が近付くと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

### <参考2>

#### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替え等で近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

#### 2 家庭でのサイン

生徒は家庭でも多くのサインを出している。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように、保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物・金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

#### ii) 相談体制の整備

- ・ 相談窓口の整備・周知

- ・生徒と担任との面談の定期的実施(4月、6月、9月、11月、3月)
- iii)教育相談の充実
  - ・スクールカウンセリングの実施
- iv)定期的調査の実施
  - ・アンケートの実施(7月、12月、3月)
- v)情報の共有
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・報告経路の明示・報告の徹底
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・入学・進級時の引き継ぎ

## 4 いじめ事案への対応

### (1) いじめに対する措置

#### ① いじめに対する組織的な対応

いじめへの対応は、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校に置かれたいじめ対策委員会を中心として、校長のリーダーシップのもと、情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

#### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

※ いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全確保を第一とすること。

- i)発見・通報を受けた教職員は、校内のいじめ防止委員会に報告し、情報を共有する。
- ii)校長(委員長)は、いじめ対策委員会を設置する。
- iii)いじめ対策委員会は、速やかに関係生徒から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。
- iv)事実確認の結果を、校長は県教委に報告する。
  - ・重大事態に至らない いじめ事案については、学期毎にまとめて件数等を報告する。
  - ・重大事態(犯罪行為として取り扱われるべきものを含む)については、その都度報告する。
- v)いじめ対策委員会は、いじめを行った生徒、いじめを受けた生徒、及びそれぞれの保護者、いじめが起きた集団等に、支援・情報提供、指導・助言、働きかけを行う。

#### ③ 関係機関との連携

いじめ問題は学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけではなく、一体的な対応をすることが重要である。

##### i) 県教委との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

##### ii) 学校相互間の連携

- ・いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が複数の学校に在籍している場合

##### iii) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等、違法行為がある場合

##### iv) 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活・環境の状況把握

##### v) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

#### ④ いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

##### i) いじめを受けた生徒への支援



生徒の苦痛を共感的に理解し、心配・不安・恐怖を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」で継続的に支援する。

- ・安全・安心を第一に確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・活動の場等に対する配慮をする。
- ・温かい人間関係を再構築する。

#### ii) いじめを受けた生徒の保護者への支援

家庭訪問等により、以下のことを行う。なお、保護者から相談された場合は、複数の教員で対応し、事実確認から始めて学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与えられるようにする。

- ・可及的速やかに保護者に事実関係を伝える。
- ・併せて、今後の対応等について情報共有を行う。その際、生徒の不安を取り除く等、心のケア等の対応も行う。
- ・いじめを受けた生徒にとっての信頼できる人（親しい友人や教職員・家族・地域の人等）の存在に関して情報交換し、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくり、連携していく。

### ⑤ いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

#### i) いじめを行った生徒への指導

事実を確認したら速やかに以下のことを行う。

- ・即座に、複数の教員が連携して いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
  - ※ いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を第一として確保すること。
  - ※ 指導に必要な場合には、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、いじめは決して許されないという毅然とした態度で臨むこと。
- ・いじめを行った生徒の内面を理解しながら、いじめた事実を受容させる。
- ・いじめた背景や要因の理解に努めさせ、その解消に向かわせる。
- ・いじめを受けた生徒の痛みを自分のことのように分かることができるようにさせる。
- ・社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を継続的に行い、今後の生き方を考えさせる。

#### ii) いじめを行った生徒の保護者への助言

事実を確認したら速やかに以下のことを行う。

- ・保護者に対しても迅速かつ丁寧に連絡し、事実に対する理解や納得を得る。
- ・いじめを行った生徒やその保護者の心情に配慮する。
- ・指導に向けて教師として努力していくこと、また、そのためには保護者の理解・協力が不可欠であることを伝え、継続的な連携を求める。

#### iii) 保護者同士が対立する場合等

教師が間に入っただけの関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となる場合もある。
- ・県教委や関係機関と連携し、解決を目指す。

### ⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、面白がってみたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした集団に対しても、自分達でいじめ問題を解決する力を育成していくことが大切である。

- ・面白がってみたり、はやしたてるなどの同調行為をとっていたりした生徒に対してそれらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解するよう指導していく。
- ・見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導していく。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。

## ⑦ ネット上のいじめへの対応

ネットいじめとは、文字・画像・写真等を用いて、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する等といったものであり、犯罪行為である。

### i) ネットいじめの予防

- ・フィルタリング・保護者の見守り等の、保護者への啓発
- ・情報モラル教育の充実
- ・講演会等の開催

### ii) ネットいじめへの早期発見

- ・閲覧者からの情報、被害者からの訴え等による問題把握

### iii) 不当な書き込みへの対処

- ・状況確認 → 状況の記録  
→ いじめへの対応  
→ 法務局や警察等と適切な連携(削除措置の相談等) → 管理者に連絡して削除依頼

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・生徒が自死を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### <参考3> いじめの態様と刑法

いじめの内容及び程度によっては、明らかに犯罪と判断されるものもある。いじめの態様が、犯罪に該当する可能性がある法律を下表のようにまとめてみた。生徒には、いじめが犯罪になる場合があることを理解させ、罪を犯さないようにしっかり指導することが必要である。

いじめの態様	関係する刑法の(罪名)と条文
脅し文句	刑法 222 条(脅迫) 生命, 身体, 自由, 名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	刑法 223 条(強要) 生命, 身体, 自由, 名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し, 又は暴行を用いて, 人に義務のないことを行わせ, 又は権利の行使を妨害した。

	刑法 176 条(強制わいせつ) 13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした。(注 親告罪)
冷やかしからかい、パソコンや携帯電話等による誹謗中傷	刑法 230 条(名誉毀損) 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した。(注 親告罪)
	刑法 231 条(侮辱) 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した。(注 親告罪)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法 235 条(窃盗) 他人の財物を窃取した。
	刑法 261 条(器物損壊等)他人の物を損壊した、傷害した。(注 親告罪)
金品をたかられる	刑法 236 条(強盗) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した。
	刑法 249 条(恐喝) 人を恐喝して財物を交付させた。
ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	刑法 204 条(傷害) 人の身体を傷害した。
	刑法 205 条(傷害致死) 身体を傷害し、よって人を死亡させた。
	刑法 208 条(暴行) 暴行を加えたが、人を傷害するに至らなかった。
その他	刑法 130 条(住居侵入等) 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった。
	刑法 202 条(自殺関与) 人を教唆(飛び降りろなどと言う)して自殺を促した。

## (2) 重大事態への対応

### ① 重大事態の調査組織の設置

学校に設置されている「いじめ防止委員会」を母体とした「いじめ対策委員会」を設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者(外部専門家)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

### ② 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査(調査)が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、生徒等から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

#### i) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- 調査において、いじめを受けた生徒からの聴き取りができる場合は、その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行い、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰の支援や学習支援等を行う。

## ii) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りができない場合は、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

### ＜いじめを受けた生徒が自死した場合の対応＞

- ・生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。
  - 遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、でき得限りの配慮と説明を行う。
  - 在校生及びその保護者に対しても、でき得限りの配慮と説明を行う。
  - 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてでき得限り遺族と合意しておく。
  - でき得限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
  - 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自死は連鎖の恐れがあることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

## ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

## ④ 調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じて知事に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。